

# 南相馬市復興推進計画（案）

平成24年 月 日  
福島県南相馬市

## 1. 計画の区域

南相馬市全域

## 2. 計画の目標

本市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と大津波により、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けた。加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内は3つの区域に分断され、現在も約2万人もの市民が仮設住宅や市外・県外での避難生活を余儀なくされている。

また、主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇・流出等により、雇用者数は震災前に比べて約3割も減少しており、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況から一日も早い復興を目指し、本市の中核的産業を担う企業の体力強化に向けた支援を進めることで、雇用機会の維持及び新規雇用を図り、ひいては市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図ることを本計画の目標とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造業において電子部品・デバイス・電子回路製造業と並ぶ本市の中核的産業であるパルプ・紙・紙加工品製造業について、立地企業の段ボール原紙製造設備の投資等を支援し、立地企業の体力強化を図り、雇用機会の創出を促進する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本市に立地する丸三製紙株式会社(以下「対象事業者」という。)が、原町区において、段ボール原紙製造設備の増強等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

パルプ・紙・紙加工品製造業は、本市の製造業における年間出荷額の約15%を占め、

電子部品・デバイス・電子回路製造業と並ぶ本市の中核的産業である。その中でも、今回の段ボール原紙製造設備の投資等の効果は、パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額の約 32%、従業者数の約 22%に及ぶものであり、本市のパルプ・紙・紙加工品製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、パルプ・紙・紙加工品製造業の核となる段ボール原紙製造設備の増強等を行うことは、目標に掲げた「雇用機会の維持及び新規雇用と地域経済の活力の再生等を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援助利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

段ボール原紙製造設備の増強等を行う対象事業者は、本市のパルプ・紙・紙加工品製造業随一の企業であり、本市に本社を構える事業者の中でトップの売上高を誇っている。このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上し、関連する産業の活性化につながり、ひいては本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議ならびに法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。